

資料4-6 応急金融の概要

1 生活福祉資金

| 資金の種類 | 内 容 | 貸付限度 | 据置期間 | 償還期間 | 利 子 | |
|----------|-------------------------------------|--|--|------------|------------------------------|---|
| 総合支援資金 | 生活支援費 | (単身世帯) 月額200,000円以内 | 最終貸付日から 6ヵ月以内 | 20年以内 | 無利子(連帯保証人が設定できない場合:1.5%) | |
| | | (複数世帯) 月額200,000円以内 | | | | |
| | 住宅入居費 | 敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 | 400,000円以内 | | | 6ヵ月以内 (生活支援費併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から6ヵ月以内) |
| 一時生活再建費 | 生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用 | 600,000円以内 | | | | |
| 福祉資金 | 福祉費 | 日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用(具体的用途は別表参照) | 5,800,000円以内 (ただし、使途目的に応じて別表を参照) | 6ヵ月以内 | 20年以内 (ただし、使途目的に応じて別表を参照) | 無利子(連帯保証人が設定できない場合:1.5%) |
| | 緊急小口資金 | 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付する費用 | 100,000円以内 | 2ヵ月以内 | 8ヵ月以内 | 無利子 |
| 教育支援資金 | 就学支度費 | 高等学校等の入学に際し必要な経費 | 500,000円以内 | 卒業後6ヵ月以内 | 15年以内 (貸付額に期間の上限有り) | 無利子 |
| | 教育支援費 | 高等学校等に就学するのに必要な経費 | (高等学校) 月額35,000円以内 (高等専門学校) 月額60,000円以内 (短期大学) 月額60,000円以内 (大学) 月額65,000円以内 | | | |
| 不動産型生活資金 | 不動産担保型生活資金 | 低所得の高齢者に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付 | (土地評価額の7割) 月額30,000円以内 | 契約終了後3ヵ月以内 | 据置期間終了時 | 年3%又はプライムレートのいずれか低い方 |
| | 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 | 要保護の高齢者に対し一定の不動産を担保に生活費を貸付 | (土地評価額の7割) 保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内 | 契約終了後3ヵ月以内 | 据置期間終了時 | |

※ 総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定に関わらず、据置期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。

(福祉資金福祉費別表)

| 使 途 目 的 | 呼 称 | 貸付限度額目安 | 償還期間 | 利 子 |
|-----------------------------------|----------|---|-------|--------------------------|
| 生業を営むために必要な経費 | 生業経費 | 4,600,000円 | 20年以内 | 無利子(連帯保証人が設定できない場合:1.5%) |
| 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 | 技能習得関係経費 | 技能習得期間 ・6ヵ月以内 1,300,000円 ・1年以内 2,200,000円 ・2年以内 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円 | 8年以内 | |

| 使 途 目 的 | 呼 称 | 貸付限度額目安 | 償還期間 | 利 子 |
|---|----------|--|--------|--------------------------|
| 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 | 住宅経費 | 2,500,000 円 | 7 年以内 | 無利子(連帯保証人が設定できない場合：1.5%) |
| 福祉用具等の購入に必要な経費 | 福祉用具経費 | 1,700,000 円 | 8 年以内 | |
| 障害者用自動車の購入に必要な経費 | 障害者自動車経費 | 2,500,000 円 | 7 年以内 | |
| 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費 | 中国年金追納経費 | 5,136,000 円 | 10 年以内 | |
| 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 | 療養関係経費 | 1,700,000 円 特に必要と認められる場合 2,300,000 円 | 5 年以内 | |
| 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 | 介護関係経費 | 1,700,000 円 特に必要と認められる場合 2,300,000 円 | 5 年以内 | |
| 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 | 災害経費 | 1,500,000 円 | 7 年以内 | |
| 冠婚葬祭に必要な経費 | 冠婚葬祭経費 | 500,000 円 | 3 年以内 | |
| 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 | 移転設備経費 | 500,000 円 | 3 年以内 | |
| 就職、技能習得等の支度に必要な経費 | 支度関係経費 | 500,000 円 | 3 年以内 | |
| その他日常生活上一時的に必要な経費 | その他の経費 | 500,000 円 | 3 年以内 | |

2 母子・寡婦福祉資金

| 種 類 | 貸付対象等 | | 貸付限度額 | 貸付を受ける期間 | 据置期間 | 償還期間 | 利率 |
|--------|---------------------------------------|--|--|-------------------------|------------------|-------------------------|-----|
| 事業開始資金 | 母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦 | 事業(例えば洋裁軽飲食、文具販売、菓子小売業等母子福祉団体においては政令で定める事業)を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金 | 2,830,000 円 団体 4,260,000 円 | | 1 年 | 7 年以内 | 無利子 |
| 事業継続資金 | 母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦 | 現在営んでいる事業(母子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金 | 1,420,000 円 | | 6 ヶ月 | 7 年以内 | 無利子 |
| 修学資金 | 母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子 | 高校、専修学校(高等過程) 短大、専修大学(専門過程) 大学 | 公立(自宅宅) 18,000 円 公立(自宅外) 23,000 円 私立(自宅宅) 30,000 円 私立(自宅外) 35,000 円 公立(自○宅) 44,000 円 公立(自宅外) 50,000 円 私立(自○宅) 52,000 円 私立(自宅外) 59,000 円 公立(自○宅) 44,000 円 公立(自宅外) 50,000 円 私立(自○宅) 53,000 円 私立(自宅外) 63,000 円 | 就学期間中 | 当該学校卒業後 6 ヶ月 | 20 年以内(専修学校(一般課程は5年以内)) | 無利子 |
| 技能習得資金 | 母子家庭の母 寡婦 | 自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金(例：洋裁、タイプ、栄養士等) | 月額 50,000 円 (特1回 450,000 円) | 知識、技能を習得する期間中3年を超えない範囲内 | 知識、技能習得後 6 ヶ月 | 10 年以内 | 無利子 |

| 種類 | 貸付対象等 | | 貸付限度額 | 貸付を受ける期間 | 据置期間 | 償還期間 | 利率 |
|--------|---------------------------------------|---|---|-----------------------------|-----------------|--------------------|-----|
| 修業資金 | 母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子 | 事業を開始し又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金 | 月額 50,000円 (特1回 450,000円) (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算 | 知識、技能を習得する期間中3年を超えない範囲内 | 知識、技能習得後6ヵ月 | 6年以内 | 無利子 |
| 就職支度資金 | 母子家庭の母又は父母のいない児童 寡婦 | 就職するために直接必要な衣服、履物等を購入する資金 | 100,000円 (特別 320,000円) | | 1ヵ月 | 10年以内 | 無利子 |
| 医療介護資金 | 母子家庭の母又は児童 寡婦 | 医療又は介護(当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金 | 310,000円 (特1回 450,000円) 介護 500,000円 | | 6ヵ月 | 5年以内 | 無利子 |
| 生活資金 | 母子家庭の母 寡婦 | 技能習得資金借受期間中の生活費補給資金 | 月額 (一般) 103,000円 (技能) 140,000円 | 技能習得資金貸付期間中3年以内 | 知識、技能習得(医療)後6ヵ月 | 10年以内 | 無利子 |
| | | 医療介護資金借受期間中の生活費補給資金 | | 医療介護資金貸付期間中1年以内 | | 7年以内 | |
| | | 配偶者のいない女子になって5年未満の家庭への生活補給資金又は失業中の生活費補給資金 | | 生活安定貸付後2年以内又は離職した日の翌日から1年以内 | 貸付期間満了後6ヵ月 | 生活安定8年以内 失業5年以内 | |
| 住宅資金 | 母子家庭の母 寡婦 | 住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金 | 2,000,000円 補修、保全等 1,500,000円 | | 6ヵ月 | 7年以内 (保全等は6年以内) | 年3% |
| 転宅資金 | 母子家庭の母 寡婦 | 住宅を転移するため住宅の賃借に際し必要な資金 | 260,000円 | | 6ヵ月 | 3年以内 | 年3% |
| 結婚資金 | 母子家庭の母 寡婦 | 母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金 | 300,000円 | | 6ヵ月 | 5年以内 | 年3% |

| 種類 | 貸付対象等 | | 貸付限度額 | 貸付を受ける期間 | 据置期間 | 償還期間 | 利率 |
|----------|--------------------|--|--|---------------------------|------|----------------------------|-----|
| 就学支度資金 | 母子家庭の母が扶養する児童 | 就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金 | 小学校 39,500円 中学校 46,100円 | | 6ヵ月 | 20年以内 (専修学校(一般課程は5年以内)) | 無利子 |
| | 父母のいない児童 | | 高校等 公立(自○宅)175,000円 公立(自宅外)185,000円 私立(自○宅)410,000円 私立(自宅外)420,000円 | | | | |
| | 寡婦が扶養する子 | | 大学・短大等 公立(自○宅)370,000円 公立(自宅外)380,000円 私立(自○宅)580,000円 私立(自宅外)590,000円 | | | | |
| 特別児童扶養資金 | 母子家庭の母 父母のいない児童 | 児童扶養手当の全部又は一部の支給制限を受け、かつ、前年の収入が一定額未満である配偶者のいない女子 | 平成14年7月分の児童扶養手当支給額と貸付申請時の児童扶養手当支給額との差額 | 18歳未満の児童を不要する期間中5年を超えない範囲 | 6ヵ月 | 10年以内 | 無利子 |

3 災害援護資金貸付金

- (1) 実施主体 町(本別町災害慶弔金の支給等に関する条例)
- (2) 対象災害 自然災害であって、道内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。
- (3) 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者

| 貸付限度 | 利率 | 据置期間 | 償還期間 | 償還方法 |
|--|-----------------------|-------------------------------|----------------------|---------------|
| ① 世帯主の1ヵ月以上の負傷・・・・・・・・・1,500,000円 | 年3% (据置期間は 無利子) | 3年 (特別の事情 がある場合 は5年) | 10年 (据置期間を 含む) | 半年賦 年賦 |
| ② 家財等の損害 | | | | |
| ア 家財の3分の1以上の損害・・・・・・・・・1,500,000円 イ 住宅の半壊・・・・・・・・・1,700,000円 ウ 住宅の全壊(エの場合を除く)・・・・・・・・・2,500,000円 エ 住宅全体の滅失又は流失・・・・・・・・・3,500,000円 | | | | |
| ③ ①と②が重複した場合 | | | | |
| ア ①と②のアが重複した場合・・・・・・・・・2,500,000円 イ ①と②のイが重複した場合・・・・・・・・・2,700,000円 ウ ①と②のウが重複した場合・・・・・・・・・3,500,000円 | | | | |
| ④ 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 | | | | |
| ア ②のイの場合・・・・・・・・・2,500,000円 イ ②のウの場合・・・・・・・・・3,500,000円 ウ ③のイの場合・・・・・・・・・3,500,000円 | | | | |

| 取扱機関等 | 関係法令等 | 備考 |
|--------------------------|----------------------------------|--|
| 北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会 | 生活福祉貸付金貸付制度要綱 | 国 1/2 補助 道 1/2 補助 |
| 北海道 市町村 | 母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) | 国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還について6月なし1年間の据置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。 |
| 北海道 市町村 | 災害慶弔金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号) | 貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を超えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3 |

4 災害復興住宅資金

(1) 融資対象者

次のアからエの全てにあてはまる者

ア 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は住居者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた方

イ 自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する方

ウ 年収に占める借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）次の基準を満たしている方

| | | |
|--------|---------|---------|
| 年 収 | 400万円未満 | 400万円以上 |
| 総返済負担率 | 30%以下 | 35%以下 |

エ 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方

(2) 融資条件

| 区 分 | 建 設 | 新築購入 | リユース(中古)購入 | 補 修 |
|-----------|---|---|--------------------------------|---|
| 融 資 対 象 | 住宅の規格等 | 各戸に居住室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体による現場審査を受けること | | |
| | 住宅部分床面積 | 13㎡以上175㎡以下 | 50㎡以上(共同建ての場合は40㎡以上)175㎡以下 | 50㎡以上(共同建ての場合は40㎡以上)175㎡以下 |
| | 敷地面積 | | 100㎡以上 (一戸建ての場合) | 1建築物当たり100㎡ (一戸建ての場合) |
| | 築年数 | | 申込受付日から2年前の日以降に竣工した住宅又は竣工予定の住宅 | |
| 融 資 限 度 額 | 耐火準耐火木造(高耐久、補修を除く) | 建設資金 1,460万円 土地取得資金 970万円 整地資金 380万円 | 購入資金 2,430万円 うち土地取得資金 970万円 | 購入資金 2,130万円 うち土地取得資金 970万円 (リユースプラス) (購入資金 2,430万円) (うち土地取得資金 970万円) 補修資金 640万円 移転資金 380万円 整地資金 380万円 ※木造は下段 |
| | 木造(一般) | 建設資金 1,400万円 土地取得資金 970万円 整地資金 380万円 | 購入資金 2,370万円 うち土地取得資金 970万円 | 購入資金 1,920万円 うち土地取得資金 970万円 補修資金 590万円 移転資金 380万円 整地資金 380万円 |
| 返 済 期 間 | 耐火準耐火木造(高耐久) | 35年以内 | 35年以内 | リユースプラス住宅・マンション 35年以内 |
| | 木造(一般) | 25年以内 | 25年以内 | リユース住宅・マンション 25年以内 |
| | 据置期間 | 3年以内 | | |
| 貸付金利 | 年1.55% (平成25年1月24日現在 最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください) | | | |
| 受付期間 | り災日(市町村等が交付する「り災証明書」に記載される「り災日」)から2年間 | | | |

| 取扱機関等 | 関係法令等 | 備 考 |
|--|--------------------------------------|-----|
| 独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者用専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420) | 独立行政法人住宅金融支援機構法 (平成17年7月6日法律第82号) | |

5 農林漁業セーフティネット資金

| 内 容 ・ 資 格 ・ 条 件 等 | |
|-------------------|---|
| 資 金 使 途 | 災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 (災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常をもってしても避けられない物的損害も含む。) |
| 貸付対象者 | ○認定農業者 ○認定就農者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得(法人にあっては総売上高)の過半又は粗収益が200万円(法人1,000万円)以上の農林漁業者 |

| | |
|-------|---|
| | <p>○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること、②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。</p> <p>○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者</p> <p>①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること</p> <p>②一元的に経理を行っていること</p> <p>③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること</p> <p>④農用地利用集積の目標を定めていること</p> <p>⑤主たる従事者が目標所得を定めていること</p> |
| 貸付限度額 | 600万円 (ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額とすることができる。) |
| 償還期間 | 10年以内(うち据置3年以内) |
| 貸付利率 | 年0.40～0.85% (H25.1.24現在) |

| 取扱機関 | 関係法令等 | 備考 |
|--|-------------------------------------|----|
| 市町村 (株)日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関 | 農林漁業セーフティネット資金実施要綱 | |
| (株)日本政策金融公庫 | 株式会社日本政策金融公庫法 (平成19年5月25日法律第57号) | |

6 天災融資法による融資

| 内容・資格・条件等 | |
|-----------|---|
| 貸付の対象 | ○被害農業者 ○被害林業者 ○被害漁業者 ○被害組合 (以下「農業漁業者」という) |
| 融資額 | 農業漁業者 2,000,000円(北海道3,500,000円) (法令で定める資金 5,000,000円 法令で定める法人 25,000,000円) 漁具購入 50,000,000円 |
| 償還期間 | 農林漁業者 6年以内(激甚災害法適用7年以内) |
| 貸付利率 | ○農林漁業者 損失額の割合10%以上で一定の要件に該当する者 年6.5%以内 ○損失額の割合30%以上の者 年5.5%以内 ○特別被害地域内の特別被害農業者 年3.0%以内 |

※ 実際に適用される貸付条件は、災害の都度政令で定められる。

7 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害復旧))

| 内容・資格・条件等 | |
|-----------|---|
| 貸付の対象 | 農畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設等農業施設、畜産環境保全林の改良、造成又は取得、果樹の植栽又は補植 |
| 貸付限度額 | 1施設当たり1,200万円又は負担する額のいずれか低い額 |
| 貸付期間 | 18年(うち据置6年)以内 ただし、果樹の改植は28年(うち据置13年)以内 |
| 貸付利率 | 年0.40～1.30% (H25.1.24現在) |

8 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)水産業施設資金(災害復旧)

| 内容・資格・条件等 | |
|-----------|--|
| 貸付の対象 | 被災した漁船の復旧、被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得 |
| 貸付限度額 | 漁船7,000万円 その他施設1,200万円 又は負担する額のいずれか低い額 |
| 貸付期間 | 18年(うち据置6年)以内 |
| 貸付利率 | 年0.40～1.30% (H25.1.24現在) |

| 取扱機関等 | 関係法令等 | 備 考 |
|--|---|---|
| 北海道 市町村 金融機関 | 天災による被害農林 漁業者等に対する資 金の融通に関する暫 定措置法 (昭和30年8月5日法 律第136号) | 天災による被害が著しく、かつその国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災の都度、政令で指定される天災資金の借受資格者（被害農林漁業者等） ・被害農業者 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上で、かつ損失額が平年の農業総収入額の10%以上、又は果樹等の損失額がその者の栽培する果樹等の被害時の価額の30%以上のもの ・被害林業者 林産物の損失額が平年の林業総収入額の10%以上、又は炭焼がま、しいたけほだ木等の損失額が当該施設の被害時の価額の50%以上のもの ・被害漁業者 魚類の損失額が平年の漁業総収入額の10%以上、又は漁船等の損失額が当該施設の被害時の価額の50%以上のもの ・被害組合 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等で、その所有し、又は管理する施設、在庫品につき著しい被害を受けたもの |
| 北海道 (株)日本政策金 融公庫及び農 林中央金庫等 公庫の事務受 託金融機関 | 株式会社日本政策金 融公庫法 (平成19年5月25日 法律第57号) | 主務大臣指定災害復旧資金 |

9 造林資金

| 内容 ・ 資格 ・ 条件等 | |
|---------------|--|
| 貸付の対象 | 造林地の災害復旧を行う林業を営む者(地方公共団体を含む)及び森林組合、同連合会、農業協同組合 |
| 貸付限度額 | 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額、ただし計画森林にあつては、90%相当額 |
| 償 還 期 間 | 35年以内(20年以内の据置期間含む) |
| 貸 付 利 率 | 年0.40～1.30%(H25.1.24 現在) |

10 樹苗養成施設資金

| 内容 ・ 資格 ・ 条件等 | |
|---------------|--|
| 貸付の対象 | 苗畑用地及びかんがい配水施設等の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 |
| 貸付限度額 | 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 |
| 償 還 期 間 | 15年以内(5年以内の据置期間含む) |
| 貸 付 利 率 | 年0.40～1.30%(H25.1.24 現在) |

11 林道資金

| 内容 ・ 資格 ・ 条件等 | |
|---------------|--|
| 貸付の対象 | 自動車道、軽車道、索道及びこれらの付帯施設(林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む)の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 |
| 貸付限度額 | 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 |
| 償 還 期 間 | 20年以内(3年以内の据置期間含む) |
| 貸 付 利 率 | 年0.40～1.30%(H25.1.24 現在) |

12 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）林産業施設資金（災害復旧）

| 内容 ・ 資格 ・ 条件等 | |
|---------------|--|
| 貸付の対象 | 林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業素材産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合 |
| 貸付限度額 | 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額 |
| 償還期間 | 15年以内(3年以内の据置期間含む) |
| 貸付利率 | 年0.40～1.30%(H25.1.24現在) |

13 共同利用施設資金

| 内容 ・ 資格 ・ 条件等 | |
|---------------|--|
| 貸付の対象 | 林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う森林組合、同連合会、農業協同組合、同連合会及び林業者が組合員の過半を占める中小企業等協同組合 |
| 貸付限度額 | 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 |
| 償還期間 | 20年以内(3年以内の据置期間含む) |
| 貸付利率 | 年0.40～1.30%(H25.1.24現在) |

| 取扱機関 | 関係法令等 | 備考 |
|---------------------------------|-------------------------------------|----|
| (株)日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関 | 株式会社日本政策金融公庫法 (平成19年5月25日法律第57号) | |

14 林業経営維持資金

| 内容 ・ 資格 ・ 条件等 | |
|---------------|---|
| 貸付の対象 | 樹苗又は特用林産物に係る災害で資金を要する林業を営む個人(ただし農林水産業所得が平年における総所得の過半を占め、かつその経営する森林面積が80haを超えない者)及び林業を営む法人(ただし、合名会社、合資会社、有限会社及び株式会社に限る。)並びに森林組合、同連合会等(ただし、前記の者に転貸する場合に限る。) |
| 貸付限度額 | 個人60万円(ただし、標準伐期齢以上の林齢の立木を有するときは、その立木の評価額を60万円から控除した額) |
| 償還期間 | 20年以内(原則一括払い) |
| 貸付利率 | 年1.00～1.70% |

15 備荒資金直接融資資金

| 内容 ・ 資格 ・ 条件等 | |
|---------------|---|
| 貸付の対象 | 備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合 |
| 貸付限度額 | 各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし2千万円未満は2千万円まで、災害救助法適用市町村は4千万円まで |
| 償還期間 | 6ヵ月 |
| 融資利率 | 年3% |

| 取扱機関 | 関係法令等 | 備考 |
|-----------------------------------|-------------------------------------|--|
| (株)日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関 | 株式会社日本政策金融公庫法 (平成19年5月25日法律第57号) | |
| 北洋銀行、北海道銀行、三菱東京UFJ銀行、全国信用金庫組合札幌支店 | 事業資金等の銀行融資斡旋条例 | 組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍(その額が2千万円に満たないときは2千万円)以内とする。ただし特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。 |

16 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」

| 内容 ・ 資格 ・ 条件等 | |
|---------------|--|
| 目的 | 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。 |
| 融資対象 | ①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第4項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 ②地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であつて、道が認めた地域内に事業所を有するもの |
| 資金使途 | 設備資金 運転資金 |
| 融資金額 | 8,000万円 5,000万円 |
| 融資期間 | 10年以内(据置2年以内) 7年以内(据置2年以内) |
| 融資利率 | (固定金利) (変動金利) 5年以内 年1.3% 年1.3%(融資期間が3年超の場合選択可) 10年以内 年1.5% |
| 担保・償還方法 | 取扱金融機関の定めるところによる |
| 信用保証 | すべて北海道信用保証協会の保証付き |

| 取扱機関 | 関係法令等 | 備考 |
|--|----------------|----|
| 北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、道内信用金庫、道内信用組合 | 中小企業総合振興資金融資要領 | |

17 勤労者福祉資金

| 区分 | 中小企業に働く者 | 季節労働者 | 離職者 |
|-------|---|---|--|
| 融資対象者 | 中小企業に勤務する方(育児・介護休業中の方も含む) 前年の総所得が600万円以下の方 | 2年間で通算12ヵ月以上勤務している季節労働者の方 前年の総所得が600万円以下の方 | 企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録をしている方 |
| 融資金額 | 中小企業に働く者・季節労働者 120万円以内 離職者 100万円以内 | | |
| 融資期間 | 8年以内(育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可) | | 5年以内(6ヵ月以内元金据置可、据置期間分延長可) |
| 融資利率 | 年1.60% | 年0.60% | |
| 償還方法 | 元利均等月賦償還及び半年賦併用可 | | |
| 信用保証 | 取扱金融機関の定めによる | 北海道勤労者信用基金協会の保証が必要 | |

| 取扱機関 | 関係法令等 | 備考 |
|----------------------------------|-------------|----|
| 北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合 | 勤労者福祉資金融資要綱 | |

18 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

| 内容 ・ 資格 ・ 条件等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---------|-------|--|--|--|-----|-----|------------|-------|-------|-------|----------|-------|------|-------|--------|-------|--|------|------|-----------------|-------|-------|---|-------|---------|---|
| 目的 | 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法適用の要件 | <p>(1)対象となる自然災害</p> <p>①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>②10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害</p> <p>(2)支給対象世帯</p> <p>①住宅が全壊した世帯</p> <p>②住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>③災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支給条件 | <p>(1)支給金額</p> <p>下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">合 計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>①～④</th> <th>⑤～⑧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数(2人以上)世帯</td> <td>300万円</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>単数(1人)世帯</td> <td>225万円</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>①通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費</p> <p>②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費</p> <p>③住居の移転費又は移転のための交通費</p> <p>④住宅を賃借する場合の礼金</p> <p>⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費(50万円が限度)</p> <p>⑥住宅の解体(除去)・撤去・整地費</p> <p>⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息</p> <p>⑧ローン保証料、その他住宅の建替等に係る諸経費</p> <p>(注)大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象(100万円が限度)</p> <p>(注)長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、さらに①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給</p> <p>(注)他の都道府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1/2</p> <p>(2)支給に係るその他の要件</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年収等の要件</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(年収) ≤ 500万円の世帯</td> <td>300万円</td> <td>225万円</td> </tr> <tr> <td>500万円 < (年収) ≤ 700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯</td> <td rowspan="2">150万円</td> <td rowspan="2">112.5万円</td> </tr> <tr> <td>700万円 < (年収) ≤ 800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)要援護世帯：心神喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1、2級の身体障害者などを構成員に含む世帯</p> | | 合 計 | | | | ①～④ | ⑤～⑧ | 複数(2人以上)世帯 | 300万円 | 100万円 | 200万円 | 単数(1人)世帯 | 225万円 | 75万円 | 150万円 | 年収等の要件 | 支給限度額 | | 複数世帯 | 単数世帯 | (年収) ≤ 500万円の世帯 | 300万円 | 225万円 | 500万円 < (年収) ≤ 700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯 | 150万円 | 112.5万円 | 700万円 < (年収) ≤ 800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯 |
| | 合 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ①～④ | ⑤～⑧ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 複数(2人以上)世帯 | 300万円 | 100万円 | 200万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 単数(1人)世帯 | 225万円 | 75万円 | 150万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年収等の要件 | 支給限度額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 複数世帯 | 単数世帯 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (年収) ≤ 500万円の世帯 | 300万円 | 225万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 500万円 < (年収) ≤ 700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯 | 150万円 | 112.5万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 700万円 < (年収) ≤ 800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金の交付 | 被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |